

令和 2 年 7 月

定例委員総会 議事録

令和 2 年 7 月 1 0 日（金）

宗像市農業委員会

令和２年７月 宗像市農業委員会 定例委員総会

招集年月日	令和２年７月１０日				
招集の場所	宗像市役所本館 第２委員会室				
会議の日時 及び宣告	開会	令和２年７月１０日 午後４時００分		会 長	山口 義嗣
	閉会	令和２年７月１０日 午後４時５０分			
	休憩	なし			
応（不応）召集委員及び出席並びに欠席委員 出席２２人 欠席１人					
議席番号	氏 名	出 欠	議席番号	氏 名	出 欠
１	山口 義嗣	○	１３	樋口 芳明	○
２	欠 員		１４	白木 晋平	○
３	栗野 通孝	○	１５	花田 長文	○
４	薄 幸一	○	１６	時安 剛	○
５	松井 徳一郎	○	１７	草野 一幸	○
６	梶原 富子	○	１８	高橋 守	○
７	山下 敦	○	１９	中野 信己	○
８	花田 安輝	○	２０	福崎 隆裕	○
９	山田 堅	○	２１	福嶋 仁士	○
１０	本田 辰幸	○	２２	山下 重實	○
１１	吉田 晋一	○	２３	的場 英敏	×
１２	吉武 順子	○	２４	石松 健一郎	○
農業委員会事務局職員 田志事務局長 浪瀬企画主査					
途中入場・退場 委員及び時間	入場	な し			
	退場	な し			
議事録署名人	７番	山下 敦		１０番	本田 辰幸

令和２年７月定例委員総会会議結果

第１号議案 農地法第３条の規定による許可申請について

受付NO１ 承認

受付NO２ 承認

受付NO３ 承認

受付NO４ 承認

第２号議案 農地法第４条の規定による許可申請について

受付NO１ 承認

第３号議案 農地法第５条の規定による許可申請について

受付NO１ 承認

受付NO２ 承認

第４号議案 農用地利用集積計画（所有権移転）について

受付NO１ 承認

第５号議案 農用地利用集積計画（利用権設定）について

受付NO１ 承認

報告事項

第１号 農地法第５条の規定による届出について

第２号 所有者を確知できない遊休農地等の所有者の探索について

○議長

令和２年７月の定例農業委員会総会を、ただいまより開会いたします。ただいまの出席委員は２２名です。よって、令和２年７月定例農業委員会総会は成立いたしました。

本日の議事は、お手元に配布しているとおりでございます。なお、総会中に発言をされる委員は挙手をし、議長の指名を受けたのち、起立して発言してください。

会議中につきましては、私語をされないように、皆様のご協力をお願いいたします。

○議長

次に議事録署名人を宗像市農業委員会会議規則第１４条第２項によりまして議長の指名となっていますので、指名いたします。

○議長

それでは、第１号議案「農地法第３条の規定による許可申請について」を議題といたします。４件の案件が申請されています。受付ＮＯ１について審議を行います。では、事務局から説明を受けたいと思います。

○事務局

（第１号議案の受付ＮＯ１について、資料により説明）

○議長

ただいま、事務局から受付ＮＯ１の説明がありました。次に、担当地区委員から説明を受けたいと思います。

○委員

譲受人の●●●●さんは、現在は山口県●●町において、ザクロやカラーの栽培を行っています。ザクロの苗木を栽培していますが、鹿の被害により栽培が難しくなっているため、仲介業者を通して農地を探されていました。譲渡人の●●●●さんは、●●在住で、ただいま●●歳ですが、農地は申請地のみを所有しています。これまで近所の方に家庭菜園として貸し出していましたが、売りたいということで、仲介業者に相談していました。仲介業者を通じて、お互いの話がまとまり、今回の農地法第３条の許可申請に至っております。地元の水利組合長の承諾も得ており、農地法第３条の許可要件を満たしていると判断しています。説明は以上です。ご審議、よろしくお願いします。

○議長

ただいま、受付ＮＯ１の譲受人・譲渡人について担当地区委員から説明がありました。先の事務局の説明とあわせて、ご質問、ご意見はありませんか。

（なしの声）

○議長

ご質問、ご意見はないようですので、採決を行います。第１号議案、受付ＮＯ１について、許可することに賛成の農業委員の挙手を求めます。全員賛成です。

よって、受付ＮＯ１について、許可することに決定いたします。

○議長

つづきまして、受付NO2について、事務局より説明を受けたいと思います。

○事務局

(第1号議案の受付NO2について、資料により説明)

○議長

ただいま、事務局から受付NO2の説明がありました。次に、担当地区委員から説明を受けたいと思います。

○委員

受付番号2の譲受人と譲渡人の説明をいたします。譲受人の●●●●さんは、兼業農家になります。農地法第5条許可申請受付番号2と関連しますが、●●さんは●●●●●の従業員で、譲渡人である●●●●さん所有の農地である申請地が、●●●●●の敷地と接することから、この農地を一体的に管理したいということで、既存敷地の拡張とあわせ、相談をしたところ、承諾され、今回の農地法第3条の許可申請に至っています。地元の水利組合長の承諾も得ており、農地法第3条の許可要件を満たしていると判断しています。以上、簡単ですが、説明を終わります。ご審議、よろしくお願いします。

○議長

ただいま、受付NO2の譲受人、譲渡人について担当地区委員から説明がありました。先の事務局の説明とあわせて、ご質問、ご意見はございませんか。

○委員

あとで関連してくると言われました●●●●●が資材置場として転用する農地の残地と考えてよろしいですか。

○事務局

●●●●●が資材置場として転用する農地の残地となります。

○議長

ほかに、ご質問、ご意見はございませんか。

(なしの声)

○議長

ご質問、ご意見がないようですので、採決を行います。第1号議案、受付NO2について、許可することに賛成の農業委員の挙手を求めます。全員賛成です。

よって、受付NO2については、許可することに決定いたします。

○議長

つづきまして、受付NO3について事務局より説明を受けたいと思います。

○事務局

(第1号議案の受付NO3について、資料により説明)

○議長

ただいま、事務局から受付NO3の説明がありました。次に、担当地区委員から説明を

受けたいと思います。

○委員

受付番号3譲受人と譲渡人について説明します。譲受人の●●●●さんと譲渡人の●●●●さんは、親子関係になります。家族経営協定を結び、認定農業者として、肉用牛を飼育されています。今回の申請の2筆は、父の●●●●さんから後継者である●●●●さんへ贈与されます。今回贈与される農地については、引き続き牧草の栽培になります。今後も計画的に後継者である●●●●さんへ贈与していきたいということです。地元の水利組合長の承諾もあり、今回の農地法第3条の許可要件を満たしていると判断しています。以上、簡単ですが、説明を終わります。ご審議、よろしくお願いします。

○議長

ただいま、受付NO3の譲受人・譲渡人について担当地区委員から説明がありました。先の事務局の説明とあわせて、ご質問、ご意見はありませんか。

(なしの声)

○議長

ご質問、ご意見はないようですので、採決を行います。第1号議案、受付NO3について、許可することに賛成の農業委員の挙手を求めます。全員賛成です。

よって 受付NO3について、許可することに決定いたします。

○議長

つづきまして、受付NO4について事務局より説明を受けたいと思います。

○事務局

(第1号議案の受付NO4について、資料により説明)

○議長

ただいま、事務局から受付NO4の説明がありました。次に、担当地区委員から説明を受けたいと思います。

○委員

受付番号4の譲受人と譲渡人の説明をいたします。譲受人の●●●●さんは、昨年9月に●●●●さんから農地を購入しています。今回は、農地法第3条により購入し、経営規模の拡大を図りたいということです。取得後の農地については、田は水稻、畑はみかんの栽培を計画しています。譲渡人の●●●●さんは、福岡市在住で、相続により取得しましたが、農地法第3条で●●●●さんに譲りたいということです。地元の水利組合長の承諾も得ており、農地法第3条の許可要件を満たしていると判断しています。以上、簡単ですが、説明を終わります。ご審議、よろしくお願いします。

○議長

ただいま、受付NO4の譲受人、譲渡人について、担当地区委員から説明がありました。先の事務局の説明と合わせて、ご質問、ご意見はございませんか。

(なしの声)

○議長

ご質問、ご意見がないようですので、採決を行います。第1号議案、受付NO4について、許可することに賛成の農業委員の挙手を求めます。全員賛成です。

よって、受付NO4について、許可することに決定いたします。

○議長

それでは次に、第2号議案「農地法第4条の規定による許可申請について」を議題といたします。1件の案件が申請されています。受付NO1について審議を行います。では、事務局から説明を受けたいと思います。

○事務局

(第2号議案の受付NO1について、資料により説明)

○議長

ただいま、事務局から受付NO1の説明がありました。次に、担当地区委員から説明を受けたいと思います。

○委員

受付番号1の説明をいたします。11ページをご覧ください。椎茸栽培をするにあたり、原木の運搬をフォークリフトで行うということで、道路際に土間コンクリートを226.25㎡施工します。ビニールハウスを4棟作りますが、ビニールハウスと土間コンの間を碎石で460㎡を舗装したいということです。被害の防除については、原木を浸水するために水を使いますが、この水は新たに井戸を掘って、浸水用の水として使用します。使用後の浸水用の水は、河川へ放流されます。造成については、真砂土で約10センチ程度上げたいということです。10センチ程度であれば、周辺の農地にはほとんど影響はありません。地元の水利組合長の承諾も得ており、今回の農地転用が適正と判断しています。ご審議、よろしくお願いします。

○議長

つづきまして現地調査B班班長から現地確認の報告を受けたいと思います。

○委員

現地調査の結果について報告いたします。第2号議案の受付番号1について、確認事項に基づき現地確認を行いました。申請地の詳細は議案書のとおりで、転用目的は、原木椎茸栽培に関連する農業用施設になります。造成では、農地の一部をコンクリート舗装や碎石舗装、ビニールハウス内の通路に碎石舗装を行います。周辺への被害対策は、雨水の排水については、敷地に勾配をつけ、水路及び用山川へ排水される計画です。汚水や生活雑排水については、発生しません。日照や通風の問題は、4棟のハウスが設置されますが、特に問題ないと考えています。また、騒音につきましても、特に影響ないと考えています。

よって、今回の農地法第4条の許可申請は、確認事項の条件を満たしていると考えています。また、農地区分は農用地区域内農地に該当しますが、農業振興地域の整備に関する法律に基づく用途区分変更の手続きも完了し、農業用施設用地として利用されるため、農

地転用は特に問題ないと判断しています。以上簡単ですが、現地調査報告を終わります。
みなさんのご審議、よろしくお願いいたします。

○議長

ただいま、事務局から第2号議案の受付NO1についての議案説明と地区担当委員、現地調査B班班長から説明がありました。説明に対してご質問、ご意見はございませんか。

(なしの声)

○議長

ご質問、ご意見がないようですので、採決を行います。第2号議案、受付NO1について、許可することに賛成の農業委員の挙手を求めます。全員賛成です。

よって、受付NO1について、許可にすることに決定いたします。

○議長

それでは次に、第3号議案「農地法第5条の規定による許可申請について」を議題といたします。2件の案件が申請されています。受付NO1について審議を行います。では、事務局から説明を受けたいと思います。

○事務局

(第3号議案の受付NO1について、資料により説明)

○議長

ただいま、事務局から受付NO1の説明がありました。次に、担当地区委員から説明を受けたいと思います。

○委員

農地法第5条の許可申請受付番号1の譲受人と譲渡人の説明をいたします。譲受人の●●●●さんは、土木業を営んでいます。また、譲渡人の●●●●さんは、福津市在住で、申請農地の2筆のみを所有しています。今回の申請については、●●さんが●●さんより資材置場を含め、隣地に土砂などが流出しないような対策をしてほしいという依頼があり、一部を事前着工したケースになりますが、現在は工事を中断しており、許可された場合に資材置場及び駐車場の整備を再開する予定です。地元水利組合長の承諾も得ており、今回の農地法第5条許可は、農地区分など許可要件を満たしていると考えていますので、特に問題ないと判断しています。以上、簡単ですが、説明を終わります。ご審議、よろしくお願いいたします。

○議長

つづきまして、現地調査B班班長から現地確認の報告を受けたいと思います。

○委員

現地調査の結果について報告いたします。第3号議案の受付番号1について、確認事項に基づき現地確認を行いました。申請地の情報は議案書のとおりで、転用目的は、資材置場及び駐車場になります。造成は、敷地を敷きならす程度になります。周辺への被害対策

は、雨水の排水については、敷地の出入り口側に勾配をつけ、道路側溝に排水する計画です。取水や汚水、生活雑排水については、発生しません。申請地の周辺には農地はありませんので、日照、通風、騒音などについては、農地への影響はないと考えています。

よって、今回の農地法第5条の許可申請は、確認事項の条件を満たしていると考えます。また、農地区分は農地集団化がおおむね10ヘクタール未満で、小集団の生産性の低い農地で第2種農地に該当するため、農地転用は特に問題ないと判断しています。

以上簡単ですが、現地調査報告を終わります。ご審議、よろしくお願いいたします。

○議長

ただいま、事務局から第3号議案の受付NO1についての議案説明と地区担当委員、現地調査班B班班長から説明がありました。説明に対してご質問、ご意見はございませんか。

(なしの声)

○議長

ご質問、ご意見がないようですので、採決を行います。第3号議案、受付NO1について、許可することに賛成の農業委員の挙手を求めます。全員賛成です。

よって、受付NO1について、許可にすることに決定いたします。

○議長

つづきまして、受付NO2について事務局より説明を受けたいと思います。

○事務局

(第3号議案の受付NO2について、資料により説明)

○議長

ただいま、事務局から受付NO2の説明がありました。次に、担当地区委員から説明を受けたいと思います。

○委員

受付番号2の譲受人と譲渡人の説明をいたします。譲受人の●●●●●株式会社代表取締役●●●さんは、申請農地の隣接地で、産業廃棄物などのリサイクル業や碎石の販売業を営んでいます。近年、需要の高まりから、産業廃棄物の搬入量が年々増加し、既存のストックヤードが手狭になってきました。譲渡人の●●●●●さんは、認定農業者で●●・●●●地区を中心に農業に従事しています。今回の申請は、●●●●●が、年々増加する産業廃棄物の量を、既存の施設では対応できない状況になり、隣接している●●さん所有の農地を譲ってほしいと相談し、承諾を得たので、今回の敷地拡張の申請となりました。地元水利組合長の承諾も得ており、今回の農地法第5条許可は妥当と判断しています。以上簡単ですが、説明を終わります。ご審議、よろしくお願いいたします。

○議長

つづきまして現地調査B班班長から現地確認の報告を受けたいと思います。

○委員

現地調査の結果について報告いたします。第3号議案の受付番号2について、確認事項

に基づき現地確認を行いました。申請地の詳細は議案書のとおりで、転用目的は、資材置場になります。造成につきましては、南側の市道の道路敷きにあわせるため、敷地は現況から約60センチ程度、かさ上げします。周辺への被害対策は、雨水の排水については、南側の道路側溝に排水する計画です。汚水や生活雑排水については、発生しません。農地側と市道側には1.8メートルのフェンスで囲います。日照、通風、騒音などについては、影響ないと考えています。

よって、今回の農地法第5条の許可申請は、確認事項の条件を満たしていると考えます。また、農地区分は農地集団化がおおむね10ヘクタール以上の集団性のある農地で第1種農地に該当しますが、既存施設の拡張、特別の立地条件を必要とするものに該当しますので、農地転用は特に問題ないと判断しています。以上簡単ではございますが、現地調査報告を終わります。ご審議のほど、よろしくお願いいたします。

○議長

ただいま、事務局から第3号議案の受付NO2についての議案説明と地区担当委員、現地調査B班班長から説明がありました。説明に対してご質問、ご意見はございませんか。

(なしの声)

○議長

ご質問、ご意見がないようですので、採決を行います。第3号議案、受付NO2について、許可することに賛成の農業委員の挙手を求めます。全員賛成です。

よって、受付NO2について、許可にすることに決定いたします。

○議長

次に、第4号議案「農用地利用集積計画（所有権移転）について」議題といたします。受付NO1について事務局から説明を受けたいと思います。事務局説明をお願いします。

○事務局

(第4号議案の受付NO1について、資料により説明)

○議長

ただいま、受付NO1について事務局から説明がありました。ご質問、ご意見はありますか。

(なしの声)

○議長

ご質問、ご意見がないようですので、採決を行います。第4号議案、受付NO1について、所有権を移転することに賛成の農業委員の挙手を求めます。全員賛成です。

よって、受付NO1については、所有権移転を承認することに決定いたします。

○議長

つづきまして、第5号議案「令和2年度農用地利用集積計画（利用権設定）について」を議題といたします。この件につきまして、事務局から説明を受けたいと思います。

○事務局

(第5号議案について、資料により説明)

○議長

ただいま、事務局から第5号議案「令和2年度農用地利用集積計画（利用権設定）について」の説明がありました。説明についてご質問、ご意見はございませんか。

(なしの声)

○議長

ご質問、ご意見がないようですので、採決を行います。第5号議案、令和2年度農用地利用集積計画について賛成の農業委員の挙手を求めます。全員賛成です。

よって、令和2年度農用地利用集積計画について承認することに決定いたします。

○議長

それでは次に、報告事項の審議を行います。報告事項は2件であります。報告事項第1号「農地法第5条の規定による届出について」と報告事項第2号「所有者を確知できない遊休農地等の所有者の探索について」が提出されております。宗像市農業委員会事務局処務規程第6条第3号の規程により、事務局長が専決処分を行っていますが、農林事務次官通達により、直近の総会に報告することになっております。この件につきまして、事務局から報告を受けたいと思います。

○事務局

(報告事項第1号について、資料により説明)

○議長

ただいま、事務局から報告事項第1号の説明がありました。この件につきましては報告になりますが、何か質問等はありませんか。

(なしの声)

○議長

つづきまして、報告事項第2号「所有者を確知できない遊休農地等の所有者の探索について」報告いたします。

○事務局

(報告事項第2号について、資料により説明)

○議長

ただいま、事務局から報告事項第2号の説明がありました。この件につきましては報告になりますが、何か質問等はありませんか。

(なしの声)

○議長

お諮りいたします。本委員総会中、誤読などによる字句、数字等の整理、訂正は、議長に委任いただきたいと思います。ご異議ございませんか。

(異議なしの声)

○議長

ご異議なしと認めます。よって字句、数字等の整理、訂正は、議長に委任することに決定いたしました。

以上で、本委員総会に付議されました案件の審議はすべて終了いたしました。

よって、令和２年７月定例委員総会は閉会いたします。